

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（以下「事業場」という。）においてタクシー乗務員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、業務を終え、事業場に戻り洗車作業をし、タクシーの外装点検中、洗車場内の凍結部分で足を滑らせ転倒し、腰部を負傷（以下「本件負傷」という。）した。

請求人は、本件負傷後、B病院に受診し「腰椎捻挫」と診断され、平成〇年〇月〇日まで加療した後、同月〇日、C病院に転医し「腰部脊柱管狭窄症、腰椎椎間板ヘルニア」と診断されたことから、監督署長に本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、C病院医師証明による同月〇日から同月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、腰椎捻挫については同月〇日にて治ゆと判断され、現在の傷病名「腰部脊柱管狭窄症」は既往症と認められるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が平成〇年〇月〇日の時点で治ゆの状態として認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法上の治ゆ（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上の一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は決定書理由第2の1に記載されているとおりである。

(2) 本件負傷による腰椎捻挫については、平成〇年〇月〇日付け労災保険の照会に対する回答書において、D医師が同年〇月〇日、請求人に対して「労災としての治療はこれが限界であろう。症状固定とした上で手術を考えてみたらいかがかと話した」と述べていることから、同年〇月〇日の時点では、症状固定していたものと認められる。

(3) E医師が本件負傷によるものとする腰部脊柱管狭窄症について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「本件負傷当日B病院で撮影された腰椎X線写真の所見から、変性腰部脊柱管狭窄が推定される。」、「平成〇年〇月〇日同院で撮影された腰椎MR I所見で、変性腰部脊柱管狭窄症の所見が明らかで、特に第4／5腰椎間で脊柱管狭窄が高度である。」、「これらのX線写真及びMR I所見から、平成〇年〇月〇日の転倒でおこった所見とは考えられず、それ以前で発症している腰椎変性所見であると判断される。」旨を述べており、当審査会としてもF医師の意見は妥当なものであると判断する。

したがって、請求人の腰部脊柱管狭窄症は、本件負傷によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。